

## 社会福祉法人佐久平福祉会役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人佐久平福祉会(以下「本法人」という。)の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定で役員とは、本法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したとき並びに評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事等の報酬)

第4条 法人運営、財務等の職務を常勤で分掌する理事長及び人事労務等の職務を常勤で分掌する業務執行理事並びに施設長の職務を常勤で分掌する施設長理事の報酬は、別表2により支給する。ただし、前条による報酬及び実費弁償費は支払わない。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び本法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第7条 職員を兼務する評議員選任・解任委員会委員は、この規定を適用しない。

(規程の改定)

第8条 この規程を改定する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成29年 7月 1日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額 7,000円	実費相当
評議員会出席報酬等	日額 7,000円	実費相当
評議員選任・解任委員会出席報酬等	日額 7,000円	実費相当

別表2（第4条及び第5条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
常務理事理事長報酬等	月額 700,000円	
業務執行理事報酬等	月額 600,000円	
施設長理事報酬等	月額 400,000円	
理事及び評議員業務報酬等	日額 7,000円	実費相当
監事報酬等	日額 7,000円	実費相当

別表3（第6条関係）

名 称	報 酬 1日	旅 費
報酬及び旅費	15,000円	実費相当